

平成23年第1回砂川市議会定例会

平成23年3月9日（水曜日）第3号

○議事日程

開議宣告

- 日程第 1 議案第14号 砂川市専用水道施設条例を廃止する条例の制定について
議案第17号 砂川市個別排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について
議案第20号 砂川市水道料金等助成条例の一部を改正する条例の制定について
議案第24号 砂川市と中空知広域水道企業団における下水道使用料の算定に関する事務等の委託に関する規約の変更について
議案第16号 砂川市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
議案第18号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第19号 砂川市交通安全対策会議に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第21号 砂川市と歌志内市における旅券交付申請及び交付に関する事務の委託に関する規約の制定について
議案第22号 砂川市と奈井江町における旅券交付申請及び交付に関する事務の委託に関する規約の制定について
議案第23号 砂川市と上砂川町における旅券交付申請及び交付に関する事務の委託に関する規約の制定について
議案第25号 市道路線の変更について
議案第 8号 平成23年度砂川市一般会計予算
議案第 9号 平成23年度砂川市国民健康保険特別会計予算
議案第10号 平成23年度砂川市下水道事業特別会計予算
議案第11号 平成23年度砂川市介護保険特別会計予算
議案第12号 平成23年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
議案第13号 平成23年度砂川市病院事業会計予算
散会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第14号 砂川市専用水道施設条例を廃止する条例の制定について
議案第17号 砂川市個別排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定に

ついて

- 議案第20号 砂川市水道料金等助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第24号 砂川市と中空知広域水道企業団における下水道使用料の算定に関する事務等の委託に関する規約の変更について
- 議案第16号 砂川市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 砂川市交通安全対策会議に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 砂川市と歌志内市における旅券交付申請及び交付に関する事務の委託に関する規約の制定について
- 議案第22号 砂川市と奈井江町における旅券交付申請及び交付に関する事務の委託に関する規約の制定について
- 議案第23号 砂川市と上砂川町における旅券交付申請及び交付に関する事務の委託に関する規約の制定について
- 議案第25号 市道路線の変更について
- 議案第 8号 平成23年度砂川市一般会計予算
- 議案第 9号 平成23年度砂川市国民健康保険特別会計予算
- 議案第10号 平成23年度砂川市下水道事業特別会計予算
- 議案第11号 平成23年度砂川市介護保険特別会計予算
- 議案第12号 平成23年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第13号 平成23年度砂川市病院事業会計予算

○出席議員（13名）

議 長	北 谷 文 夫 君	副議長	東 英 男 君
議 員	矢 野 裕 司 君	議 員	増 田 吉 章 君
	飯 澤 明 彦 君		中 江 清 美 君
	吉 浦 やす子 君		一ノ瀬 弘 昭 君
	尾 崎 静 夫 君		土 田 政 己 君
	辻 勲 君		小 黒 弘 君
	沢 田 広 志 君		

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	菊 谷 勝 利
砂川市教育委員会委員長	柴 田 良 一
砂 川 市 監 査 委 員	奥 山 昭
砂川市選挙管理委員会委員長	曾 我 治 彦
砂川市農業委員会会長	奥 山 俊 二

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	小 原 幸 二
市 立 病 院 長	小 熊 豊
総 務 部 長 兼 会 計 管 理 者	角 丸 誠 一
市 民 部 長	井 上 克 也
経 済 部 長	栗 井 久 司
建 設 部 長	西 野 孝 行
建 設 部 技 監	金 田 芳 一
建 設 部 審 議 監	山 梨 政 己
市 立 病 院 事 務 局 長	小 俣 憲 治
市 立 病 院 事 務 局 審 議 監	佐 藤 進
総 務 課 長	古 木 信 繁
広 報 広 聴 課 長	湯 浅 克 己

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 長	四 反 田 孝 治
教 育 次 長	森 下 敏 彦

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 局 長	中 出 利 明
---------------	---------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	角 丸 誠 一
-----------------------	---------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農 業 委 員 会 事 務 局 長	栗 井 久 司
-------------------	---------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 長	河 端 一 寿
事 務 局 次 長	加 茂 谷 和 夫
庶 務 係 長	佐 々 木 純 人
議 事 係 長	石 川 早 苗

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 北谷文夫君 おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。
議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
直ちに議事に入ります。

- ◎日程第1 議案第14号 砂川市専用水道施設条例を廃止する条例の制定について
- 議案第17号 砂川市個別排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 砂川市水道料金等助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第24号 砂川市と中空知広域水道企業団における下水道使用料の算定に関する事務等の委託に関する規約の変更について
- 議案第16号 砂川市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 砂川市交通安全対策会議に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 砂川市と歌志内市における旅券交付申請及び交付に関する事務の委託に関する規約の制定について
- 議案第22号 砂川市と奈井江町における旅券交付申請及び交付に関する事務の委託に関する規約の制定について
- 議案第23号 砂川市と上砂川町における旅券交付申請及び交付に関する事務の委託に関する規約の制定について
- 議案第25号 市道路線の変更について
- 議案第 8号 平成23年度砂川市一般会計予算
- 議案第 9号 平成23年度砂川市国民健康保険特別会計予算
- 議案第10号 平成23年度砂川市下水道事業特別会計予算
- 議案第11号 平成23年度砂川市介護保険特別会計予算
- 議案第12号 平成23年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第13号 平成23年度砂川市病院事業会計予算

○議長 北谷文夫君 日程第1、議案第14号 砂川市専用水道施設条例を廃止する条例

の制定について、議案第17号 砂川市個別排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号 砂川市水道料金等助成条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号 砂川市と中空知広域水道企業団における下水道使用料の算定に関する事務等の委託に関する規約の変更について、議案第16号 砂川市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号 砂川市交通安全対策会議に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号 砂川市と歌志内市における旅券交付申請及び交付に関する事務の委託に関する規約の制定について、議案第22号 砂川市と奈井江町における旅券交付申請及び交付に関する事務の委託に関する規約の制定について、議案第23号 砂川市と上砂川町における旅券交付申請及び交付に関する事務の委託に関する規約の制定について、議案第25号 市道路線の変更について、議案第8号 平成23年度砂川市一般会計予算、議案第9号 平成23年度砂川市国民健康保険特別会計予算、議案第10号 平成23年度砂川市下水道事業特別会計予算、議案第11号 平成23年度砂川市介護保険特別会計予算、議案第12号 平成23年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算、議案第13号 平成23年度砂川市病院事業会計予算の17件を一括議題といたします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長 西野孝行君（登壇） 私のほうから議案第14号、第17号、第20号、第24号、第25号についてご説明いたします。

初めに、議案第14号 砂川市専用水道施設条例を廃止する条例の制定についてご説明いたします。

廃止の理由は、北光地区の一部（袋地地区）の水道水の給水を西空知広域水道企業団が行うことに伴い、本条例を廃止しようとするものであります。

次ページをごらんいただきたいと存じます。砂川市専用水道施設条例を廃止する条例。砂川市専用水道施設条例（平成10年条例第1号）は、廃止するものであります。

附則として、第1項は施行期日であり、この条例は、規則で定める日から施行するものであります。

第2項は、議会の議決に付すべき特に重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部改正であり、議会の議決に付すべき特に重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例（平成18年条例第17号）第2条中、専用水道施設を規定している第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とするものであります。

3ページに議案第14号参考資料ナンバー1として協定書案を添付しておりますので、ごらんいただきたいと存じます。これは、西空知広域水道企業団が北光袋地地区を給水区域と定め、給水を行うことについての協定書案であり、第1条から給水の開始時期、法令

の適用、施設建設費等の負担、収支状況の通知、条例改正等の場合の措置などの基本的事項について砂川市長と西空知広域水道企業団企業長との間で締結しようとするものであります。

次に、5ページの参考資料ナンバー2をごらんください。これは、北光袋地地区の給水方法別の経費を概算で比較したものであります。(1)の西空知広域水道企業団が給水する場合と(2)の専用水道を維持していく場合の経費負担について、平成23年度から平成32年度までの10年間で比較したものであります。(1)の西空知広域水道企業団が給水する場合のほうが概算で1,769万5,000円ほど経費負担が軽減するところであります。

以上、お目通しをいただきますようによろしくお願いいたします。

次に、議案第17号 砂川市個別排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

改正の理由は、北光地区の一部(袋地地区)の水道水の給水を西空知広域水道企業団が行うことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

3ページの議案第17号附属説明資料、新旧対照表でご説明いたします。表の左側が現行、右側が改正後であり、改正部分にはアンダーラインを付しております。

第14条は、汚水排水量の規定であります。第3項中「中空知広域水道企業団」の次に「又は西空知広域水道企業団」を加える改正を行うものであります。これは、使用料算出の基礎となる汚水排水量について、西空知広域水道企業団から給水を受ける世帯にあっては西空知広域水道企業団が算定する水道の使用水量とする旨の改正であります。

附則として、この条例は、規則で定める日から施行するものであります。

次に、議案第20号 砂川市水道料金等助成条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

改正の理由は、北光地区の一部(袋地地区)の水道水の給水を西空知広域水道企業団が行うことに伴い、当該水道料金の一部を助成することにより水道料金の格差の解消と生活の安定を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

5ページの議案第20号附属説明資料、新旧対照表でご説明いたします。表の左側が現行、右側が改正後であり、改正部分にはアンダーラインを付しております。

まず、題名中「水道料金等」を「水道料金」と改めるのは、本則において専用水道施設使用料の規定を削ることによるものであります。

第1条の目的規定の改正については、専用水道施設を廃止し、西空知広域水道企業団が給水を行うことに伴う字句の改正と、西空知広域水道企業団の水道料金と現行の水道料金との差額を助成することについての目的を加えるものであります。現行の「砂川市が管理する専用水道施設の使用料及び」を「又は西空知広域水道企業団」、「水道料金等」を「水道料金」に改め、西空知広域水道企業団から給水を受ける世帯に対し、水道料金の一

部を助成することにより、水道料金の格差の解消と生活の安定を図ると目的を規定するものであります。

第2条の助成対象者の改正は、助成対象者の範囲を改正するものであります。現行は、次の各号に掲げる世帯に該当し、かつ、砂川市が管理する専用水道施設又は中空知広域水道企業団が供給する水道の家事用の使用者として届け出ている者として第1号から第4号までを規定しておりますが、改正後は大きく第1号と第2号に分け、第1号は中空知広域水道企業団又は西空知広域水道企業団が供給する水道の家事用の使用者として届け出ている者であって、次に掲げる世帯に該当するものとしてアからエまで現行と同様な世帯を規定するものであります。また、第2号として、西空知広域水道企業団が供給する水道の家事用の使用者として届け出ている者のうち、前号に定める世帯以外のものを新たに助成対象者として規定するものであります。

第4条の助成金の額の改正は、西空知広域水道企業団の給水後においても水道料金の負担に変更が生じないように改正するものであり、改正後は第1項と第2項に分けて助成金の額を定めるものであります。第1項は、第2条第1号に定める者の助成金の額を定めるものですが、中空知広域水道企業団の次に（西空知広域水道企業団から給水を受ける世帯にあつては、西空知広域水道企業団）を加え、現行の「水道料金等」を「水道料金」に改めるものであります。第2項は、第2条第2号に定める者の助成金の額は、西空知広域水道企業団が定めるところにより算定した水道料金の合計額と別表により算定した料金の合計額との差額とすると定めるものであります。

第5条の助成方法の改正は、中空知広域水道企業団から給水を受ける助成対象者と西空知広域水道企業団から給水を受ける助成対象者に対する助成の方法が異なるため、改正するものであります。第1項は、現行の助成対象者を中空知広域水道企業団から給水を受ける助成対象者に、「水道料金等」を「水道料金」に改めるものであります。また、新たに第3項として、市長は、西空知広域水道企業団から給水を受ける助成対象者に交付すべき額を、規則で定めるところにより、助成対象者に支払うものとする規定するものであります。

第6条は、助成の始期ですが、水道料金等を水道料金に改めるものであります。

別表（第4条関係）は、改正後は第4条の規定に応じて第1項と第2項に分けて定めるものであり、第1項は第2条第1号に定める世帯について定めるものであります。表中の料金等の定めに変更はありませんが、備考について現行の1を（1）に、2を（2）に改め、「中空知広域水道企業団が定める料金」を「水道料金の」に改めるものであります。第2項は、第2条第2号に定める世帯について、中空知広域水道企業団水道事業給水条例（平成18年企業団条例第2号）の規定により算定した額と定めるものであります。

附則として、この条例は、規則で定める日から施行するものであります。

次に、議案第24号 砂川市と中空知広域水道企業団における下水道使用料の算定に関

する事務等の委託に関する規約の変更についてご説明いたします。

変更の理由は、北光地区の一部（袋地地区）の水道水の給水を西空知広域水道企業団が行うことに伴い、専用水道を廃止するため、本規約の一部を改正しようとするものであります。

3ページの議案第24号附属説明資料、新旧対照表でご説明いたします。表の左側が現行、右側が変更後であり、変更部分にはアンダーラインを付しております。

第2条は、委託事務の範囲の規定であります。専用水道施設にかかわる事務を委託事務から除くため、第1号中現行の「個別排水処理施設使用料及び専用水道施設使用料」を「及び個別排水処理施設使用料」に改め、第5号、前各号のほか、専用水道施設の維持管理に関する事務を削る改正を行うものであります。

また、第5号を削ることに伴い、第4条、第5条の経費の負担及び予算の執行の規定及び第7条の決算の場合の措置の規定中「まで及び第5号」を削るものであります。

附則として、この規約は、双方協議して定める日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議をくださいますようお願いいたします。

次に、議案第25号 市道路線の変更についてご説明いたします。

市道路線の変更を行おうとする富平5線については、空知川寄りの区間が国有地であります。当該地周辺に農地を所有している農業者が圃場整備を行うため、当該国有地の取得を必要としており、そのため富平5線の当該区間の市道認定の廃止が必要となっているものであります。当該区間は、現在未整備の状況であり、一般の通行がなく、道路の整備計画もないこと、また地域町内会にも異存がないことなどから、地域農業の振興に資するため、要望に応じて変更しようとするものであります。

変更路線は、路線名、富平5線であり、起点を富平通りから高速横断19号通りに変更し、路線の延長を2,851メートルから2,725メートルに変更するものであります。

附属説明資料といたしまして、市道富平5線変更図を添付しておりますので、お目通しをいただき、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君（登壇） 私から議案第16号、18号、19号及び21号から23号までの6議案についてご説明申し上げます。

初めに、議案第16号 砂川市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります。老人医療事業会計を廃止するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

この件に関しましては、平成20年4月に後期高齢者医療制度が創設された際に特別会計である老人医療事業会計について法令により3年間設置することとされておりましたが、今年3月31日で3年が経過いたしますので、廃止するものであります。

裏面をお開きいただきたいと存じます。砂川市特別会計条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっております。改正部分につきましては、アンダーラインを表示しております。

第1条は、設置の定めで、現行「老人医療事業」を改正後は削除するものであります。

第2条は、歳入及び歳出の定めであり、第4号、老人医療事業会計を削除し、現行第5号を改正後は第4号に、現行第6号を改正後は第5号にそれぞれ改めるものであります。

裏面をお開きいただきたいと存じます。附則第1項は、施行期日であり、この条例は、平成23年4月1日から施行するものであります。

第2項からは経過措置であり、第2項はこの条例による改正前の砂川市特別会計条例第2条第4号に規定する老人医療事業会計の平成22年度の収入及び支出並びに同年度の決算については、なお従前の例によることとし、第3項は平成22年度老人医療事業会計の出納が完結した際に生じた剰余金は、砂川市一般会計に編入するものと定めるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第18号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります。平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間、暫定的に引き上げた出産育児一時金の支給額について、平成23年4月1日からも継続することに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

裏面をお開きいただきたいと存じます。砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっております。改正部分につきましては、アンダーラインを表示しております。

第8条は、出産育児一時金の定めで、現行35万円を改正後は39万円に改めるものであります。

現行附則第5項は、平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金の特例規定で、35万円とあるのは39万円と定めておりますが、改正後は第8条の改正により削除するものであります。

改正後附則第1項は、施行期日であり、この条例は、平成23年4月1日から施行するものであります。

第2項は、経過措置であり、この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例によるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第19号 砂川市交通安全対策会議に関する条例の一部を改正する条

例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります。当市においては、これまで職を指定して委嘱してきたが、委員となる者を相手方において指定することと改めるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

裏面をお開きいただきたいと存じます。砂川市交通安全対策会議に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっております。改正部分につきましては、アンダーラインを表示しております。

第3条は、会長及び委員の定めであり、第5項は委員の規定で、第1号から第6号に掲げる者を市長が任命すると定めているものであります。現行第5項第1号中「技術長」を改正後は「の職員」に、同項第2号中「北海道土木部札幌土木現業所技術長」を改正後は北海道の支庁制度廃止による名称の変更も含めて「北海道空知総合振興局の職員」に改めるものであります。

附則として、この条例は、平成23年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第21号 砂川市と歌志内市における旅券交付申請及び交付に関する事務の委託に関する規約の制定についてご説明申し上げます。

地方自治法第252条の14第1項の規定により、砂川市と歌志内市における旅券交付申請及び交付に関する事務の委託に関する規約を制定するものであります。

制定の理由は、本年7月、歌志内市が北海道より権限を移譲される旅券交付申請及び交付に係る事務について、広域連携により当市が当該事務を受託するため、本規約を制定しようとするものであります。経過についてご説明申し上げます。

今回の旅券事務委託にかかわる事務につきましては、中空知広域市町村圏組合と空知総合振興局が設置した中空知広域連携研究会での広域連携による事務の共同化の検討を踏まえて、砂川市を受託市として、歌志内市、奈井江町及び上砂川町の1市2町を委託市町として砂川市において事務を執行しようとするものであります。

裏面をお開きいただきたいと存じます。規約についてご説明申し上げます。第1条は、趣旨規定で、この規約は、地方自治法の規定に基づき、砂川市と歌志内市における旅券交付申請及び交付に関する事務の委託について必要な事項を定めるものであります。

第2条は、委託事務の範囲で、歌志内市は、旅券交付申請の受理、審査、北海道パスポートセンターへの回送、旅券の管理及び旅券の交付に関する事務を砂川市に委託するものであります。

第3条は、管理及び執行の方法で、委託事務の管理及び執行については、砂川市の条例及び規則、その他の規程の定めるところによるものであります。

第4条は、経費の負担規定で、第1項では、委託事務の管理及び執行に要する経費は歌

志内市の負担とし、歌志内市はその年度に要した経費を砂川市に支払うものとし、第2項では、経費の額及び納入の時期は砂川市長と歌志内市長との協議により定めるものとし、砂川市長はあらかじめ委託事務に要する経費の見積もりに関する書類を歌志内市長に送付するものであり、第3項では、経費の負担については砂川市と歌志内市との間で基本的な算定方法を定めるものであります。

第5条は、委託事務の収支の分別規定で、砂川市長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、砂川市歳入歳出予算において分別して計上するものであります。

第6条は、決算の場合の措置で、砂川市長は、地方自治法の規定により決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を歌志内市長に通知するものであります。

第7条は、連絡会議等の定めで、第1項では、砂川市長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要があるときは歌志内市長と連絡会議を開くものとし、3ページ、第2項では、連絡会議のほか、委託事務の円滑な運営を推進するため、必要に応じて歌志内市の旅券交付申請事務関係者との連絡会議を、調整会議を開くことができると規定するものであります。

第8条は、条例等改廃の場合の措置の定めで、第1項では、委託事務の管理及び執行に適用される砂川市の条例等の全部もしくは一部を改廃しようとする場合においては、砂川市長はあらかじめ歌志内市長に通知しなければならないと規定し、第2項では、これらが改廃された場合において、砂川市長は直ちに当該条例等を歌志内市長に通知しなければならないと規定し、第3項では、これら通知があったときは、歌志内市長は直ちに当該条例等を公表しなければならないと規定するものであります。

附則第1項として、この規約は、平成23年7月1日から施行することとし、附則第2項は、委託事務の全部もしくは一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、砂川市長がこれを決算し、この場合において、決算に伴い剰余金が発生したときは、速やかに歌志内市に還付しなければならないと規定するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第22号 砂川市と奈井江町における旅券交付申請及び交付に関する事務の委託に関する規約の制定についてご説明申し上げます。

地方自治法第252条の14第1項の規定により、砂川市と奈井江町における旅券交付申請及び交付に関する事務の委託に関する規約を制定するものであります。

制定の理由は、本年7月、奈井江町が北海道より権限を移譲される旅券交付申請及び交付に係る事務について、広域連携により当市が当該事務を受託するため、本規約を制定しようとするものであります。

裏面からの規約につきましては、さきにご説明いたしました議案第21号と同様の内容

でありますので、説明につきましては割愛をさせていただきます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第23号 砂川市と上砂川町における旅券交付申請及び交付に関する事務の委託に関する規約の制定についてご説明申し上げます。

地方自治法第252条の14第1項の規定により、砂川市と上砂川町における旅券交付申請及び交付に関する事務の委託に関する規約を制定するものであります。

制定の理由は、本年7月、上砂川町が北海道より権限を移譲される旅券交付申請及び交付に係る事務について、広域連携により当市が当該事務を受託するため、本規約を制定しようとするものであります。

裏面からの規約につきましては、さきにご説明いたしました議案第21号と同様の内容でありますので、説明につきましては割愛をさせていただきます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 角丸誠一君（登壇） 議案第8号 平成23年度砂川市一般会計予算についてご説明を申し上げます。

最初に、予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。第1条は、歳入歳出予算であります。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ105億300万円と定めるものであります。この予算は、平成22年度当初予算と比較しますと3億1,500万円の減となり、対前年比で2.9%の減となったところであります。

第2条は、地方債であります。8ページ、第2表、地方債に記載のとおり、公営住宅建設事業債以下4件について限度額の合計を5億7,860万円と定めるものであります。

第3条は、一時借入金であります。一時借入金の借り入れ最高額を30億円と定めるものであります。

第4条は、歳出予算の流用であります。同一款内で各項の間の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合と定めるものであります。

本年度は、統一地方選挙の年であり、市長の改選期に当たることから、政策的な予算は改選後の議会に提案すべきものとして骨格予算としたところであります。しかし、今日の疲弊した地域経済への影響も考慮し、選挙期間中の空白を避けるため、継続事業等必要最小限の投資的事業も計上したところであります。

それでは、内容の説明を申し上げます。予算編成方針の23ページに平成23年度予算大綱説明資料を添付してございますので、これに沿って説明してまいります。歳出のほうからご説明いたしますので、27ページをお開きいただきたいと存じます。予算書についても各事業ごとに説明をしておりますので、本資料につきましても同じように表示をしたところであります。説明資料につきましては、予算書のページを記載しておりますが、

ページは省略して説明をいたします。また、各項目の頭に付してある一つ丸は継続事業であり、二重丸及びアンダーラインを付してあるのは新規事業あるいは臨時事業であります。なお、括弧内の数字は前年度予算額であります。それでは、二重丸及びアンダーラインの事業を中心に説明をしてまいります。

1 款議会費は1億3,116万7,000円で、昨年と比較して3,806万7,000円の増となりますが、主な要因は地方議会議員年金制度が6月1日に廃止となることに伴う経過措置として給付に要する費用を地方公共団体が負担することから、議員共済会負担金が増となることによるものであります。

2 款総務費は5億7,907万1,000円で、昨年と比較して2億7,094万3,000円の増となりますが、主な要因は財政調整基金積立金2億3,974万円、各種選挙経費3,548万9,000円の増であります。

以下、新規事業や増減の主なものを申し上げます。2 目文書広報費の一つ丸、広報業務に要する経費で備品購入費11万1,000円は、取材用のデジタルカメラを更新する経費であります。同じく、二重丸、市勢要覧作成に要する経費で305万6,000円の皆増は、市長及び市議が改選されることから、砂川市の魅力や特徴も盛り込んで市内外に紹介できるように市勢要覧を3,000部作成する経費などであります。

5 目財産管理費の一つ丸、共用車の管理に要する経費で車両購入費1,114万1,000円は、公用車3台の購入経費であり、走行距離10万キロメートル以上かつ11年を超えることを基本要件として計画的に更新しているもので、車両状態が悪く修理費がかかることが見込まれる車両を更新するものであります。更新する車両は、現在の市長専用車とデポネアの乗用車2台を1台として更新するもので、市長専用車は平成12年新規登録車を平成15年に中古で購入、11年を経過しており、ことし2月1日現在の走行距離総数は16万1,226キロメートル、車検日はことし4月23日までとなっています。また、デポネアは、平成8年に新車購入し、15年を経過しており、ことし2月1日現在の走行距離数は9万1,295キロメートル、車検日はことし7月25日までとなっています。購入する車両は、同様の乗用車で、共用車として活用するものであり、低燃費、低排出ガス等の環境に配慮するとともに、搭乗者等の安全性を確保した車両を予定しています。2 台目は、公園管理用の軽トラックであり、平成9年新規登録車を平成11年に中古で購入し、14年を経過しており、ことし2月1日現在の走行距離数は8万44キロメートル、車検日は5月19日までで、同様の軽トラックに更新するものであります。3 台目は、今日的需要として多人数による用務の移動等に幅広く利活用するため、8人乗りのワンボックス車両を新たに共用車として購入するもので、車種は環境に配慮したハイブリッド車両を予定しています。

6 目企画費の一つ丸、移住定住促進に要する経費でリーフレット作成費22万1,000円は、平成21年に作成した移住定住ガイドのリーフレットを更新する経費であります。

同じく、二重丸、土地利用計画策定に要する経費で101万4,000円の皆増は、土地利用計画法に基づいて策定する砂川市計画であり、第6期総合計画において土地利用の基本方針が定められましたので、総合計画に即して策定する経費であります。

14目ヘリポート費の一つ丸、ヘリポートの維持管理に要する経費でヘリポート定期検査手数料9万6,000円、測量等委託料9万5,000円、場内標識標示修繕工事費73万5,000円は、航空法の規定により国土交通省の検査を受けるために必要な検査手数料、測量及び図面作成、場内標識標示の修繕等であり、備品購入費4万1,000円は消火栓ホースを更新する経費であります。

1目徴税費の一つ丸、市税の徴収事務に要する経費でコンビニエンスストア収納事務手数料60万6,000円は、市税収納の利便性の向上を図ることを目的に4月よりコンビニエンスストアで収納を行うため、その代行業務に係る手数料であります。

1目戸籍住民基本台帳費の一つ丸、戸籍住民基本台帳に要する経費で地方自治情報センター負担金6万3,000円は、総合行政システムの更新に伴い、全国の字、町名までの地名に対してコードを設定したファイルを購入するための負担金であります。同じく、一つ丸、住民基本台帳ネットワークシステム管理に要する経費で備品購入費35万4,000円は、公的個人認証サービス導入時に整備した機器が7年経過したことから、安定運用とセキュリティー維持を図るため、機器を更新する経費であります。同じく、一つ丸、旅券事務に要する経費で旅券端末保守点検委託料4万円は、IC旅券端末の安定した運用を図るため、保守点検に係る経費であります。

2目知事・道議選挙費の二重丸、知事・道議選挙の執行に要する経費1,055万1,000円、3目市長・市議選挙費の二重丸、市長・市議選挙の執行に要する経費2,323万9,000円は、4月に実施される選挙に係る経費であり、4目農業委員会委員選挙費の二重丸、農業委員会委員選挙の執行に要する経費169万9,000円は、3年に1回の選挙に係る経費で、いずれも皆増であります。参議院議員選挙費1,061万円は、皆減であります。

1目統計調査費の一つ丸、国勢調査に要する経費961万円は、皆減であります。

3款民生費は17億8,782万5,000円で、昨年と比較して3,395万6,000円の増となりますが、子ども手当支給関連で3,401万1,000円の増が主なものであります。

1目社会福祉総務費の二重丸、住宅手当緊急特別措置事業に要する経費116万9,000円は、平成21年10月1日より3年間をめどとして、離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち住宅を喪失している者、または喪失するおそれがある者に対して住宅手当を支給するもので、扶助限度額1カ月3万1,000円を6人、6カ月分を計上するものであります。

2目知的障害者福祉費の一つ丸、知的障害者対策に要する経費で知的障害者相談員報酬

2万5,000円は、北海道から知的障害者に対して相談、更生など必要な援助を行うための事務が移譲されたことに伴う相談員に対する報償費であります。同じく、一つ丸、知的障害者地域生活支援に要する経費で成年後見人等報償補助金33万6,000円及び成年後見人等申し立て費用補助金8万1,000円は、判断能力が十分でない障害者に対し成年後見制度の利用を促すことで自己決定の尊重及び権利の擁護を図るもので、後見人等に対する報償、失礼しました、報酬などの費用負担が困難な申立人に対する助成経費であります。

3目身体障害者福祉費の一つ丸、身体障害者対策に要する経費で身体障害者相談員報償2万5,000円は、北海道から身体障害者に対して相談、更生など必要な援助を行うための事務が移譲されたことに伴う相談員に対する報償費であります。

次に、28ページ、5目老人福祉費の一つ丸、在宅老人に要する経費で緊急通報装置設置委託料14万2,000円は、在宅高齢者等の緊急時の安全性を確保するための機器設置の委託料であります。同じく、二重丸、老人医療に要する経費10万円の皆増は、老人医療事業特別会計については老人保健制度が後期高齢者医療制度へ移行となったことに伴い、法令により平成23年度以降は特別会計の設置義務がなくなり、また医療機関における診療報酬請求に係る消滅時効の3年が経過するなど、歳入歳出ともに少額予算になることから、老人医療事業特別会計を廃止し、一般会計へ移行することによるものであります。

1目児童福祉費の一つ丸、児童の養育に要する経費で子ども手当システム改修委託料300万円は、平成22年度より実施されている子ども手当は中学校終了までの児童生徒を対象に月額1人につき1万3,000円を支給していますが、平成23年度より3歳未満の子供について月額1人につき2万円に引き上げられることから、これに対応する電算システムの改修委託料であります。

4款衛生費は6億2,707万4,000円で、昨年と比較して4,449万2,000円の増となりますが、北光袋地地区の飲料水供給について専用水道施設から西空知広域水道企業団からの給水に切りかえるための経費4,554万3,000円の増が主なものであります。

2目予防費の二重丸、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業に要する経費1,459万1,000円の皆増は、本年1月臨時会で補正いたしました子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの3ワクチンの予防接種について平成23年度も引き続き実施するための経費であります。平成22年度の補正予算では、子宮頸がんワクチンの対象者を中学1年生から高校1年生相当までとする国の補助基準に対し、高校2年生相当まで拡大して実施しているところであり、平成23年度は新中学1年生から新高校3年生相当までを対象とするものであります。なお、平成24年度以降は新中学1年生相当のみを対象とするものであります。同じく、二重丸、女性特有のがん検診推進事業に要する経費254万1,000円は、子育て支援の一環として受診率の低い子宮頸がん、乳がん

検診の受診率を向上させようとするものであり、このため一定の年齢に達した女性に対し無料クーポン券等の配付を継続して実施する経費であります。

6目飲料水供給費の二重丸、飲料水の供給に要する経費4,554万3,000円の皆増は、北光袋地地区における専用水道施設が更新時期を迎え、維持管理費の増加が見込まれる中、経費の抑制と安心、安全な水道水の供給のため、西空知広域水道企業団から給水を受けることから、送水管の布設工事、ダム、浄水施設等に係る負担金及び給水の切りかえに伴う水道料金の差額に対する補助金であります。

1目ごみ処理費の一つ丸、ごみ収集処理に要する経費で備品購入費112万5,000円は、テレビ、冷蔵庫などの特定家庭用機器廃棄物などの不法投棄を未然に防止し、環境保全を図るため、不法投棄の懸念される場所に設置する監視カメラ及び不法投棄防止看板の購入費であります。

2目し尿処理費の一つ丸、し尿処理に要する経費で石狩川流域下水道中部地区協議会負担金9,000円は、6市4町で構成する石狩川流域下水道中部地区協議会に月形町と雨竜町が加わり、6市6町がし尿等を流域下水道奈井江浄化センターで処理するための前処理を共同で行うことについて協議を進めるための会議経費を負担するものであります。

5款労働費は2,511万5,000円で、昨年と比較して108万2,000円の減となります。

1目労働諸費の二重丸、緊急雇用創出事業に要する経費1,137万2,000円は、道央砂川工業団地環境整備委託料684万6,000円及び商店街交通量、通行量等調査委託料452万6,000円で、全額道補助金によるものであり、平成23年度は3カ年補助の最終年度であります。道央砂川工業団地環境整備委託は、工業団地内の雑木の整理などの環境整備を継続して行うもので、従事者5人中4人を新規雇用とするものであり、商店街交通量、通行量等調査委託は中心市街地活性化の基礎資料とするため商店街における交通量、通行量調査を11カ所で継続して行い、また商店街の商業的利用価値を評価するため顧客へのアンケート調査等を行うものであり、従事者6人中5人を新規雇用とするものであります。同じく、二重丸、重点分野雇用創出事業に要する経費300万9,000円の皆増は、昨年までのふるさと雇用再生特別対策推進事業から移行したもので、全額道補助金によるものであり、平成23年度は3カ年補助の最終年度であります。

6款農林費は3,426万4,000円で、昨年と比較して276万1,000円の増となります。

1目農業委員会費の一つ丸、農業委員会の運営に要する経費で水土里情報システム使用料5万円は、水土里ネット北海道が事業主体となり、整備した農地や水利施設等の地図情報及び農地情報のデータベースのシステム使用料であります。同じく、二重丸、農地制度実施円滑化事業に要する経費116万2,000円の皆増は、農地法の一部改正により、農業委員会が担う新たな事務として農地の利用状況調査が義務化されたことから、農地の

有効利用に向け、円滑な事務処理と適正な農地管理を行うための経費であります。

2目農業振興費の一つ丸、農業振興事業に要する経費で水土里情報システム使用料10万円は、先ほど説明しました農業委員会費の水土里情報システム使用料と同様であり、農政課分のシステム使用料であります。同じく、二重丸、農地・水保全管理支払交付金事業に要する経費705万円の皆増は、平成19年度から実施される農地・水・環境保全活動支援事業が見直しされたもので、平成23年度から平成27年度までの5年間、地域共同による農地、農業用水等の資源の基礎的な保全管理活動に対し、国2分の1、道4分の1、市4分の1の割合で支援するものであります。

3目農業基盤整備事業費の一つ丸、農業農村整備に要する経費で修繕料14万2,000円は、市が管理する富平地区19号排水路の市道横断管が長年の利用により管のつなぎ目に破損が見られることから、修繕を行う経費であります。

1目林業振興費の一つ丸、林業振興対策に要する経費で備品購入費13万1,000円は、捕獲したアライグマの処分については中空知農業共済組合に委託して獣医による薬殺処分を行っていましたが、職員による炭酸ガスを用いた殺処分に変更し、経費の軽減を図るもので、炭酸ガス調整器及び炭酸ガスボンベの購入費であります。

次に、29ページ、7款商工費は9,698万6,000円で、昨年と比較して440万1,000円の減となります。プレミアム商品券発行補助金の減が主なものであり、他は特に申し上げることはありません。

8款土木費は7億1,111万9,000円で、昨年と比較して5億983万円の減となります。主な要因は、骨格予算による道路橋梁新設改良費、市営住宅管理費、市営住宅建設費の減であります。

2目道路橋梁維持費の二重丸、道路橋梁の修繕工事費90万円は、駄馬の沢川泥だめ柵土砂除去工事であります。

3目道路橋梁新設改良費の二重丸、道路橋梁新設改良事業費1億977万3,000円は、記載のとおり継続事業の道路改良舗装工事4路線であります。

1目都市計画総務費の一つ丸、都市計画事務に要する経費で都市計画マスタープラン等印刷費135万円及び都市計画マスタープラン等策定委託料300万3,000円は、現計画期間が平成15年度から22年度までであり、新たに都市計画区域を対象として住民意見や第6期総合計画などを反映した中で市が定める都市計画の基本方針として計画を策定する経費で、あわせて緑の基本計画も策定するものであります。

1目市営住宅管理費の一つ丸、市営住宅の管理に要する経費で備品購入費9万4,000円は、自治会等が団地内公園、緑地帯の草刈りを自主的に行う場合に芝刈り機等を貸与してご協力をいただいているところでありますが、新たに実施する石山団地用の芝刈り機1台の購入費であります。同じく、車両購入費122万3,000円は、建築住宅課で管理している公用車のうち小型貨物ワゴンが17年を経過しており、車両状況が悪いことか

ら、同様の車両に更新する経費であります。

2目住宅管理費の二重丸、ハートフル住まいる推進事業に要する経費2,100万円は、高齢者等安心住まいる住宅改修補助金122万5,000円、永く住まいる住宅改修補助金506万円、まちなか住まいる等住宅促進補助金1,471万5,000円について、国の補助率45%の社会資本整備総合交付金を活用して行うものであります。同じく、一つ丸、その他建築事務に要する経費で単価データ使用料11万6,000円は、工事積算時に使用している単価表を利用する場合に今年度から必要となる単価データの権利を有する財団法人の利用許諾を得るための経費であります。

3目市営住宅建設費の二重丸、南吉野団地建設事業費1億4,699万6,000円は、公営住宅ストック総合活用計画に基づく南吉野団地の現地建てかえとして実施する平成22年度から23年度の継続事業分2棟13戸の建設と27台分の駐車場整備、80メートルの道路整備、移転に伴う補償費であります。同じく、二重丸、石山団地建設事業費6,086万7,000円は、同じく公営住宅ストック総合活用計画に基づく石山団地の現地建てかえとして実施する平成22年度から23年度の継続事業分1棟6戸の建設、6台分の駐車場整備、移転に伴う補償費であります。

9款消防費は3億5,072万2,000円で、昨年と比較して896万円の減となります。退職手当組合納付金の減が主なものであります。他は特に申し上げることはありません。

10款教育費は3億8,883万6,000円で、昨年と比較して452万7,000円の増となります。

2目事務局費の一つ丸、教育関係団体に要する経費で第5地区教科用図書採択協議会負担金10万円は、平成24年度から使用する中学校用の教科書について岩見沢市、夕張市を除く空知管内市町で構成する採択協議会でどの教科書を採択するのか調査研究するための費用に係る砂川市負担分であります。

2目小学校教育振興費の二重丸、教師用教科書・指導書に要する経費508万円の皆増は、平成23年度からの小学校教科書改訂に伴い、教職員の指導方法の平準化を図り、各児童が均一な学習が受けられるよう教師用教科書と指導書の購入費であります。

2目公民館費の一つ丸、公民館の管理に要する経費で備品購入費13万2,000円は、有害虫の侵入防止及び高温対策のための網戸の購入費であり、平成21年度から計画的に設置しており、今年度は1階西側会議室等に設置するものであります。

11款公債費は19億2,000万1,000円で、昨年と比較して7,781万2,000円の減となります。

次に、30ページ、12款諸支出金は24億3,621万8,000円で、昨年と比較して5,457万7,000円の減となります。増減については記載のとおりであります。特に振興公社貸付金2億円が皆減となっておりますが、病院会計繰出金が1億6,551

万7,000円の増で、地方交付税の算定において主に公債費分の算入の増や病床に係る単価の増が主な要因であります。老人医療会計繰出金10万5,000円は、会計を廃止し、一般会計に編入するため、皆減であります。

13款職員費は14億960万2,000円で、昨年と比較して2,798万4,000円の減となりますが、主に退職手当組合精算納付負担金の減によるものであります。

災害復旧費2,510万円は、皆減であり、廃款であります。

以上が歳出であり、次に歳入について申し上げますが、戻っていただき、23ページをごらんいただきたいと存じます。主なもののみ説明してまいります。1款市税は20億2,430万7,000円で、昨年と比較して3,701万1,000円の減となります。景気後退の影響から個人市民税は所得の下落などにより2,062万6,000円の減、法人市民税は課税法人数の減などにより630万1,000円の減、固定資産税は償却資産分の減などにより974万5,000円の減が主な要因であります。

次に、24ページ、10款地方交付税は45億1,000万円で、昨年と比較して8,000万円の増となりますが、これは地域主権改革に沿った財源の充実を図るため地方交付税総額が前年度比約0.5兆円増額とされたことから、普通交付税を昨年の実績額をもとに国で示された推計伸び率などにより前年度比1億5,000万円の増、41億3,000万としたことに加え、特別交付税の算定方法の簡素化、透明化等の取り組みとして交付税総額における特別交付税の割合の現行6%を平成23年度は5%、平成24年度は4%に段階的に引き下げ、普通交付税に移行となることから、特別交付税を前年度比7,000万円の減、3億8,000万円としたことによるものであります。

次に、25ページ、14款国庫支出金は10億9,514万8,000円で、昨年と比較して1億1,287万1,000円の減となりますが、主な要因は骨格予算等による社会資本整備総合交付金事業費1億4,767万7,000円の減によるものであります。

1目民生費国庫負担金で知的障害者福祉費1,308万2,000円の増は、自立支援給付費で新体系移行に伴う給付費の増とサービス利用者の増が主なものであります。児童福祉費3,547万6,000円の増は、子ども手当費の増が主なものであります。生活保護費1,818万9,000円の減は、医療扶助費減の見込みによるものであります。

1目土木費国庫補助金で社会資本整備総合交付金1億4,767万7,000円の減は、骨格予算による公営住宅建設事業、公営住宅長寿命化改善事業等の減によるものであります。

15款道支出金は4億3,716万4,000円で、昨年と比較して1,003万9,000円の増となります。

1目民生費道負担金で知的障害者福祉費654万1,000円の増は、新体系移行に伴う給付費の増とサービス利用者の増によるものであります。

4目衛生費道補助金で子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金事業費675

万6,000円の皆増は、子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの予防接種に係る道補助金であります。

1目総務費道委託金で統計調査費865万3,000円の減は、国勢調査費の減であり、知事・道議選挙費は1,055万1,000円の皆増、参議院議員選挙費は1,061万円の皆減であります。

次に、26ページ、21款市債は57万、失礼しました、もとへ、5億7,860万円で、昨年と比較して2億4,470万円の減となりますが、骨格予算による道路事業債、公営住宅事業債、2億9,090万円の減と過疎地域自立促進特別事業債、いわゆる過疎事業債ソフト事業分7,310万円及び臨時財政対策債2,000万円の増が主なものであります。

以上が歳入であります。予算書の194ページ以降には給与費明細書、継続費に関する調書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書を添付してございますので、ご高覧の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 北谷文夫君 10分間休憩いたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時17分

○議長 北谷文夫君 休憩中の本会議を再開します。

引き続き理事者の提案説明を求めます。

市民部長。

○市民部長 井上克也君（登壇） 私から議案第9号、11号、12号の3議案についてご説明申し上げます。

初めに、議案第9号 平成23年度砂川市国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

209ページをお開き願います。第1条は、歳入歳出予算であり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24億2,794万6,000円と定めるものであります。

第2条は、一時借入金であり、一時借入金の借り入れの最高額は3億円と定めるものであります。

第3条は、歳出予算の流用であり、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の金額を流用することができるものと定めるものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。244ページをお開き願います。1款総務費、1項1目一般管理費で対前年比242万3,000円の減は、主に一般管理事務に要する経費の給料以下職員手当、共済費の人件費の減によるものであります。

246ページをお開き願います。2目運営協議会費は、前年度と同額であります。

2項1目賦課徴収費で対前年比4,000円の減は、主に賦課徴収事務に要する経費の

通信運搬費の減であります。

3項1目特別対策事業費で対前年比112万円の減は、主に医療費適正化対策に要する経費で、レセプト電算化に伴う臨時職員の賃金の減及び国保連合会へ委託していた特別業務が市独自で処理可能となったことによる電算業務委託料の減であります。収納率向上対策に要する経費ではコンビニエンスストア収納事務に要する手数料が増となっております。

250ページをお開き願います。2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費で対前年比1億2,800万円の減、2目退職被保険者等療養給付費で対前年比500万円の減となりますが、保険給付費が減少傾向にあることから、平成22年度の決算見込額と同程度を見込んだことによるものであります。

3目一般被保険者療養費で療養費及び4目退職被保険者等療養費は、前年度と同額であります。

5目審査手数料で10万8,000円の減は、件数の減によるものであります。

2項高額療養費で対前年比900万円の減は、1目一般被保険者高額療養費で対前年比1,100万円の減、252ページの2目退職被保険者等高額療養費で200万円の増によるものであります。

254ページをお開き願います。3款後期高齢者支援金等、1項1目後期高齢者支援金で対前年比1,242万6,000円の増は、主に加入者1人当たり負担額単価の増によるものであります。

256ページをお開き願います。4款前期高齢者納付金等、1項1目前期高齢者納付金で対前年比26万9,000円の増は、主に平成21年度の精算額の増によるものであります。

258ページをお開き願います。5款老人保健拠出金、1項1目老人保健医療費拠出金で対前年比330万円の減は、老人保健分として平成20年3月診療分以前に発生した医療費が対象となることから、大幅な減となります。

260ページをお開き願います。6款介護納付金、1項1目介護納付金で対前年比59万9,000円の増は、第2号被保険者1人当たり負担額単価の増によるものであります。

262ページをお開き願います。7款共同事業拠出金で対前年比1,876万9,000円の増は、平成21年度以前3カ年分の医療費割等の精算による拠出割合の増によるものであり、1項1目高額医療費共同事業医療費拠出金で1,361万円の増、3目保険財政共同安定化事業医療費拠出金で515万9,000円の増によるものであります。

264ページをお開き願います。8款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費で62万7,000円の増は、主にアンダーラインで表示しております保健師派遣事業負担金51万2,000円の増によるものであり、これは平成21年度から国民健康保険安定化

計画指定市町村、準指定市町村に対し保健師派遣事業として国保連合会が人件費全額を負担していましたが、平成23年度からは保健師派遣事業実施要領が一部変更され、2分の1が市町村の負担となったことによるものであります。

2項1目疾病予防費で対前年比3万5,000円の増は、主に通信運搬費の増によるものであります。

268ページをお開き願います。9款基金積立金41万9,000円及び270ページの10款公債費10万円につきましては、特に申し上げることはございません。

272ページをお開き願います。11款諸支出金で対前年比1,197万7,000円の減は、主に1項1目一般被保険者過年度過誤納還付金で療養給付費等負担金精算返還金の減によるものであります。

274ページの12款予備費については、特に申し上げることはございません。

以上が歳出であります。歳入につきましては215ページ、総括でご説明させていただきます。1款国民健康保険税は3億4,415万9,000円で、対前年比24万1,000円の減となりますが、一般被保険者国民健康保険税の減によるものであります。

2款国庫支出金は5億7,385万2,000円で、対前年比8,142万8,000円の減は、主に療養給付費等負担金の減によるものであります。

3款療養給付費等交付金は1億400万1,000円で、対前年比1,350万円の減は、主に退職被保険者等療養給付費の減によるものであります。

4款前期高齢者交付金は7億4,300万円で、対前年比8,600万円の増は、主に平成21年度の精算額の増によるものであります。

5款道支出金1億1,770万1,000円で、対前年比642万2,000円の増は、主に財政調整交付金の増によるものであります。

6款財産収入は、基金運用利息であり、特に申し上げることはございません。

7款共同事業交付金は3億600万円で、対前年比4,700万円の減は、交付金算定ルールに伴う減であります。

8款繰入金は2億133万3,000円で、対前年比3,349万9,000円の減は、主に財源調整による国保基金繰入金の減によるものであります。

9款繰越金について、特に申し上げることはございません。

10款諸収入は147万9,000円で、対前年比3,957万3,000円の減は、主に収支不足を翌年度の繰り上げ充用金で補てんする雑入の減によるものであります。

以上が歳入であります。予算書の276ページ以降には給与費明細書を添付しておりますので、ご高覧の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第11号 平成23年度砂川市介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の329ページをお開き願います。第1条は、歳入歳出予算であり、歳入歳出予

算の総額は、歳入歳出それぞれ16億5,439万5,000円と定めるものであります。

第2条は、一時借入金で、一時借入金の借り入れの最高額は1億円と定めるものであります。

第3条は、歳出予算の流用であり、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の金額を流用することができることと定めるものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。356ページをお開き願います。1款総務費、1項1目一般管理費で対前年比228万円の減は、前年度予算に計上した総合行政システム機器更新に伴う介護保険システム機器更新委託料294万2,000円の減が主なものであります。なお、二重丸、事業計画策定に要する経費61万1,000円は、平成24年度から平成26年度までの3カ年の第5期介護保険事業計画策定に要する経費であります。

358ページをお開き願います。3款介護認定審査会費で11万8,000円の減は、2目認定調査費の主治医意見書の手数料及び調査委託料の減によるものであります。

360ページをお開き願います。2款保険給付費で対前年比5,761万円の増は、1項1目居宅介護サービス給付費で1,553万4,000円の増及び1項3目施設介護サービス給付費で3,188万4,000円の増が主な要因であります。

続きまして、370ページをお開き願います。3款基金積立金、1項1目基金積立金225万8,000円の減は、介護給付費準備基金積立金の減によるものであります。

376ページをお開き願います。4款地域支援事業費、2項1目包括的支援事業費で対前年比338万2,000円の減は、説明欄に記載しております地域包括支援センター業務委託料の減によるものであり、2目任意事業費で130万3,000円の減は、主に在宅老人配食サービス委託料の減によるものであります。なお、アンダーラインを付しております成年後見人等報酬補助金33万6,000円及び成年後見人等申し立て費用補助金8万1,000円は、老人福祉法の規定に基づき民法で定める成年後見制度の利用を支援するため、後見人等報酬及び申し立て費用を補助するもので、新規予算として計上するものであります。

378ページをお開き願います。3項1目地域包括ケア推進事業費640万1,000円及び4項1目認知症対策等総合支援事業費461万2,000円は、いずれも平成22年度に国のモデル事業として取り組んだ地域包括支援ネットワーク強化推進等業務及び認知症対策連携強化業務を本年度においても砂川市地域包括支援センターに委託し、継続して取り組むもので、財源につきましては全額が国庫補助金となるものであります。

382ページをお開き願います。6款諸支出金で44万2,000円の増は、主に1項2目基金償還金で平成20年度に創設いたしました二重丸、介護従事者処遇改善臨時特例基金が平成23年度に失効することに伴い、基金残金を国へ返還する償還金39万2,0

00円の増によるものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては335ページ、総括でご説明申し上げます。1款保険料は2億7,743万7,000円で、対前年比607万円の減となりますが、所得階層第6段階から第8段階の被保険者数の減によるものであります。

2款分担金及び負担金は378万2,000円で、対前年比88万9,000円の減は、地域支援事業の配食サービス等の自己負担金の減によるものであります。

3款国庫支出金は4億54万6,000円で、対前年比2,305万3,000円の増は、介護給付費の負担ルール分及び調整交付金の増並びに国のモデル事業であります地域包括ケア推進事業費及び認知症対策等総合支援事業費の国庫補助金の増によるものであります。

4款支払基金交付金で対前年比1,712万9,000円の増及び5款道支出金で対前年比823万5,000円の増につきましては、いずれも介護給付費の負担ルール分の増によるものであります。

6款財産収入は31万3,000円で、対前年比12万2,000円の増は、基金運用利息の増によるものであります。

7款繰入金は2億3,677万3,000円で、対前年比1,759万1,000円の増は、介護給付費の負担ルール分の一般会計繰入金の増及び介護給付費の増に伴う介護給付費準備基金繰入金の増によるものであります。

8款繰越金、9款諸収入については、前年度と同額であります。

なお、予算書の384ページ、385ページには給与費明細書、386ページ、387ページには地方債に関する調書を添付しておりますので、ご高覧の上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第12号 平成23年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

389ページをお開き願います。第1条は、歳入歳出予算であり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億381万円と定めるものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。406ページをお開き願います。1款総務費、1項1目一般管理費で対前年比30万1,000円の増は、今年度が保険証の更新年に当たることから、アンダーラインを付しております被保険者証等封入封緘委託料6万2,000円の増及びその他の経費である通信運搬費の増によるものであります。

2項1目徴収費で対前年比1万4,000円の減は、主に印刷製本費の減によるものであります。

408ページをお開き願います。2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金で34万1,000円の減は、保険基盤安定分及び療養給付費分負担金で増となるものの、事務費分及び保険料分負担金で減となることによるものであり

ます。

410ページをお開き願います。3款保健事業費、1項1目健康保持増進事業費で11万2,000円の減は、前年度に計上した備品購入費の皆減によるものであります。

412ページをお開き願います。4款諸支出金で13万6,000円の減は、1項1目過年度過誤納還付金の減によるものであります。

414ページの5款予備費については、特に申し上げることはございません。

以上が歳出であります。歳入につきましては393ページ、総括でご説明させていただきます。1款後期高齢者医療保険料は2億989万2,000円で、対前年比639万4,000円の減となりますが、所得割賦課対象額の減が主な要因であります。

2款後期高齢者医療広域連合支出金は、前年度と同額であります。

3款繰入金は2億9,198万3,000円で、対前年比621万円の増となりますが、保険基盤安定分及び療養給付費分の一般会計繰入金の増が主な要因であります。

4款繰越金は、前年度と同額であります。

5款諸収入は193万3,000円で、対前年比12万4,000円の減となりますが、広域連合からの過年度過誤納還付金の減が主な要因であります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 北谷文夫君 建設部長。

○建設部長 西野孝行君（登壇） 議案第10号 平成23年度砂川市下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の285ページをお開き願います。第1条は、歳入歳出予算であり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億2,573万8,000円と定めるものであります。

第2条は、地方債であり、288ページ、第2表、地方債に記載のとおり、限度額を2億9,310万円と定めるものであります。

第3条は、一時借入金であり、一時借入金の借り入れ最高額を3億円と定めるものであります。

予算の主な内容につきましては、306ページの歳出から前年度との比較でご説明いたします。1款下水道費、1項1目一般管理費、前年度比98万6,000円の増は、下水道中期ビジョン策定にかかわる協議会委員報償9万8,000円の増と27節公課費で使用者収入の増加に伴う消費税納付額82万4,000円の増が主なものであります。

2目維持管理費、前年度比325万2,000円の減は、13節委託料で管路調査業務が社会資本整備総合交付金の対象事業となり、4目の公共下水道整備事業費へ組みかえたことによる100万円の減及び19節負担金補助及び交付金で下水道使用者料算定等事務委託負担金56万2,000円の減、汚水排水量の減少による流域下水道組合負担金158万8,000円の減が主なものであります。

3目水洗化促進費は、前年度と同額であります。

310ページをお開きください。4目公共下水道整備事業費、前年度比597万3,000円の増は、13節委託料で1,008万7,000円の増、15節工事請負費333万5,000円の減及び22節補償補てん及び賠償金46万円の減が主なものであります。本年度の事業につきましては、説明欄に記載のとおり、雨水幹線の管渠新設工事が1カ所、管渠改築工事が2カ所で、総延長121メートルの整備を予定しているところであります。また、委託料では長寿命化対策の実施に向けた実施設計委託、公共下水道事業認可変更業務委託及び管路調査委託を予定しております。

312ページをお開きください。5目流域下水道整備事業費、対前年度比58万4,000円の増は、北海道が施行する流域下水道施設の更新工事にかかわる負担金の増が主なものであります。

314ページをお開きください。2款個別排水処理事業費、1項1目個別排水処理事業費、対前年度比39万2,000円の増は、13節委託料で合併処理浄化槽が昨年度当初より7基ふえたことによる浄化槽維持管理委託料の増が主なものであります。

316ページをお開きください。3款公債費、対前年度比2,962万8,000円の減は、1目元金で起債残高の減少による償還元金1,372万2,000円の減と2目利子で起債残高の減少及び高金利債の借りかえ等による償還利子1,590万6,000円の減によるものであります。

318ページ、4款諸支出金、1項1目過年度過誤納還付金は、前年度と同額であります。

続きまして、歳入につきましては289ページの総括でご説明いたします。1款分担金及び負担金、対前年度比89万6,000円の減は、下水道整備事業の減少に伴う現年賦課分の下水道受益者分担金及び受益者負担金の減が主なものであります。

2款使用料及び手数料、対前年度比387万7,000円の増は、下水道使用料の現年度分について平成22年度決算見込みをもとに汚水排水量を増と見込んだことによるものであります。

3款国庫支出金、対前年度比50万円の増は、社会資本整備総合交付金にかかわる事業費が増となることによるものであります。

4款繰入金、対前年度比2,698万5,000円の減は、使用料収入の増及び公債費の減が主な要因であります。

6款諸収入、対前年度比24万1,000円の減は、貸付償還者の減少による水洗便所皆増貸付金元利収入の減が主なものであります。

7款市債、対前年度比120万円の減は、償還元金の減少による資本費平準化債710万円の減と事業費増による公共下水道整備事業債290万円の増、流域下水道整備事業債300万円の増によるものであります。

なお、320ページ以降は関連調書を添付しておりますので、お目通しをいただき、よ

ろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長 北谷文夫君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 (登壇) 議案第13号 平成23年度砂川市病院事業会計予算につきましてご説明申し上げます。

初めに、1ページをごらんください。第2条は、本年度の業務の予定量を(1)、病床数521床、(2)、年間患者数は入院を13万9,941人、外来を26万7,757人とし、(3)、1日平均患者数では入院を382人、外来を1,093人と予定したところであり、(4)、主要な建設改良事業は、1として改築事業、2として医療機械器具整備事業を実施するものであります。改築事業につきましては、平成20年度予算において工事に係る継続費についてご承認をいただいているところであります。

第3条は、収益的収入及び支出であります。病院事業収益を107億5,661万6,000円と定め、病院事業費用を127億1,219万7,000円と定めるものであります。

2ページをお開きください。第4条は、資本的収入及び支出であります。資本的収入は26億9,640万7,000円、資本的支出は31億5,444万6,000円と定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億5,803万9,000円を過年度分損益勘定留保資金で補てんするものであります。

第5条は、企業債であります。改築事業として29億8,950万円、医療機械器具整備事業として8,810万円、総額30億7,760万円に限度額を定めるものであります。起債の方法、利率、償還の方法はそれぞれ記載のとおりであります。

第6条は、一時借入金の限度額を3億円と定めるものであります。

第7条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を(1)、職員給与費で59億8,040万3,000円、(2)、交際費で250万円と定めるものであります。

第8条は、棚卸資産の購入限度額を16億5,480万7,000円と定めるものであります。

第9条は、重要な資産の取得及び処分を器械備品で気管支鏡・消化器内視鏡トレーニングシミュレーターを取得するものであります。

4ページをお開きください。次に、主な内容のご説明を申し上げます。収益的収入であります。1項医業収益は前年度より2億7,914万3,000円、2.9%増の98億2,765万6,000円を予定したところであり、この内容といたしましては、1目入院収益で前年度より1億9,026万2,000円増の69億4,891万円で、1人当たりの診療単価では前年度より449円増の4万9,656円を予定したところであり、

2目外来収益は、前年度より5,396万8,000円増の26億9,176万1,0

00円で、1人当たりの診療単価では前年度より57円増の1万53円を予定したところ
であります。

3目その他医業収益は、前年度より3,491万3,000円増の1億8,698万5,
000円を予定したところであります。

次に、2項医業外収益は、前年度より1億7,312万5,000円増の8億3,84
9万1,000円を予定したところであります。この内容としましては、1目受取利息配
当金で前年度より144万8,000円減の5万2,000円、2目補助金で前年度より
157万円減の5,168万5,000円、6ページをお開きください、3目負担金交付
金で国の交付税算入に基づいた市からの繰入金を前年度より1億7,147万1,000
円増の6億7,666万9,000円、4目その他医業外収益は主に新病院における院内
施設使用料の収入増により前年度より467万2,000円増の1億1,008万5,0
00円と予定したところであります。

3項看護専門学校収益は、前年度より787万9,000円減の9,016万9,00
0円を予定したところであります。

4項特別利益は、前年度同様に30万円を予定したところであります。

次に、8ページをお開きください。収益的支出についてであります。1項医業費用は
前年度より13億2,170万9,000円、12.6%増の118億552万8,00
0円を予定したところであります。主な内容としましては、1目給与費で医師、看護師等
の職員採用に伴い前年度より1億4,784万5,000円増の58億4,105万9,
000円、2目材料費で主になが治療など抗がん剤による注射薬品等の増により前年度よ
り2億1,775万7,000円増の30億1,887万1,000円を予定したところ
であります。

10ページをお開きください。3目経費は、前年度より2,567万9,000円減の
15億4,229万9,000円を予定したところであります。主な内容としましては、
5節消耗品費及び6節消耗備品費で前年度は新病院開院に伴う消耗品や消耗備品に係る費
用を予算計上しており、今年度は減になったこと、7節光熱水費では電気料の増、8節燃
料費では重油単価改定による増、次に13ページにまいりまして、15節委託料では主に
新病院における業務内容の変更等に伴う増によるものであります。

4目減価償却費は、新病院の建物に係る減価償却費及び器械備品に係る減価償却費が増
となったもので、前年度より9億8,443万5,000円増の13億4,488万5,
000円を予定したところであります。

14ページをお開きください。6目研究研修費は、道内、道外研修に係る旅費、治験数
の減に伴う研究受託費などについて減となったもので、前年度より264万9,000円
減の5,841万3,000円を予定したところであります。

2項医業外費用は、企業債利息の増によるもので、前年度より1億55万4,000円

増の1億4,770万9,000円を予定したところであります。

3項看護専門学校費用は、前年度より514万2,000円増の1億1,088万4,000円を予定したところであります。

18ページをお開きください。4項特別損失は、前年度より5億8,417万4,000円減の6億4,807万6,000円を予定したところであります。主な内容としましては、1目過年度損益修正損で3,660万1,000円の減、3目病院移転費で、これは南館開院に伴う移転費であり、前年度より1億1,341万4,000円の減、4目旧病院除却費で4億3,370万5,000円の減によるものであります。

20ページをお開きください。資本的収入であります。1項企業債は改築事業及び医療器械購入に係る借り入れ予定額で、前年度より86億900万円減の22億2,880万円を予定したところであります。

2項投資償還金は、1目長期貸付金償還金で、看護学生学資貸付金償還者の増で前年度より146万6,000円増の1,147万6,000円を予定したところであります。

3項補助金は、1目国庫補助金で前年度より8,264万3,000円減の3億5,024万4,000円を予定したところであります。

4項出資金は、国の交付税算入に基づいた市からの出資金で、繰り入れ基準である企業債元金償還金の増により前年度より261万円増の1億588万6,000円を予定したところであります。

22ページをお開きください。資本的支出であります。1項建設改良費は前年度より90億4,074万1,000円減の27億133万8,000円を予定したところであります。これは、1目改築事業費の1節建設費、2節事務費で前年度より37億9,953万8,000円減の25億5,203万1,000円、3目資産購入費で医療機械器具の整備を図るもので、前年度より51億4,974万8,000円減の1億4,824万5,000円、4目建設利息で前年度より8,371万6,000円減の106万2,000円と予定したものであります。

2項企業債償還金は、1目元金償還金で前年度より3億1,634万3,000円減の4億4,482万8,000円と予定したところであります。

3項投資は、1目長期貸付金で看護学生への学資貸付金の貸付予定者を前年度より7名減と見込んでいることから前年度より193万2,000円減の828万円と予定したところであります。

24ページ以降は、財務諸表など予算に関連する資料であります。ご高覧をいただきまして、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 北谷文夫君 以上で各議案の提案説明を終わります。

◎休会の件について

○議長 北谷文夫君 お諮りいたします。

3月10日は、議案調査等のため本会議を休会したいと思います。このことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、3月10日は休会とすることに決定をいたしました。

◎散会宣告

○議長 北谷文夫君 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。

散会 午前11時53分